

地方独立行政法人長崎市立病院機構資金運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第43条の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）における業務上の余裕金（以下「資金」という。）を運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(運用する金融商品)

第2条 法人が資金を運用する方法は、法第43条第1号又及び第2号に規定する方法とし、運用する金融商品は次のとおりとする。

- (1) 最低預入金額が1,000万円以上の預金（以下「大口定期預金」という。）
- (2) 他者への譲渡が可能な定期預金（以下「譲渡性預金」という。）
- (3) 国債
- (4) 地方債
- (5) 政府保証債
- (6) その他総務省令で定める有価証券

2 法人が運用する金融商品は、前項各号に規定するものから資金状況等を勘案し、その都度理事長が指定する。

(運用期間)

第3条 前条第2項の規定により指定する金融商品の運用期間は、法人の資金状況等を勘案し、その都度理事長が指定する。

(運用金額)

第4条 法人が資金を運用する場合の金額は、1回につき1,000万円以上とする

(資金運用機関の要件)

第5条 法人における資金の運用は、資金運用機関へ委託して行うものとする。

2 前条の資金運用機関は、次の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 日本国内に本店を有する者であること。

(2) 次に掲げる金融商品の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

ア 大口定期預金又は譲渡性預金（以下「預金」という。） 銀行法第2条第1項に規定する銀行であって、次の要件をいずれも満たすものであること。

(ア) 自己資本比率が、国際基準適用金融機関にあつては8パーセント以上、国内基準適用金融機関にあつては4パーセント以上であること。ただし、連結経営指標が適用される金融機関は、連結自己資本比率によるものとする。

(イ) 金融庁登録の信用格付業者による長期債の格付けが投資適格等級以上であること。

イ 国債、地方債及び政府保証債 自己資本比率が140パーセント以上であること。

(3) 法人が取引を行う資金運用機関（以下「資金運用取引金融機関」という。）として登録されている者（以下「資金運用取引登録金融機関」という。）であること。

(資金運用取引登録金融機関の登録の申請)

第6条 前条第2項第3号に規定する登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、地方独立行政法人長崎市立病院機構資金運用取引登録金融機関登録申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

(資金運用取引登録金融機関の登録の通知)

第7条 理事長は、資金運用機関の登録をしたときは、地方独立行政法人長崎市立病院機構資金運用取引登録金融機関登録決定通知書（第2号様式）により登録申請者に通知するものとする。

(資金運用取引登録金融機関の変更の届出)

第8条 資金運用取引登録金融機関は、登録を受けた事項に変更が生じたときは、速

やかに当該変更に係る事項を地方独立行政法人長崎市立病院機構資金運用取引登録金融機関登録内容変更届出書（第3号様式）により理事長に届け出なければならない。

(資金運用取引登録金融機関の登録の取消し)

第9条 理事長は、資金運用取引登録金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、資金運用取引登録金融機関の登録を取り消すことができる。

- (1) 入札又は提出書類に虚偽の事実があったとき。
- (2) 入札及び提案の時点において、第5条第2項に規定する要件を満たすことができなくなったとき。

(資金運用取引金融機関の選定方法)

第10条 法人が取引を行う資金運用取引機関は、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により選定する。

- (1) 預金 入札（引き合い）により、最も高い運用収益額（以下「最高収益額」という。）を提示した1者を資金運用取引機関として選定する方法
- (2) 国債、地方債、政府保証債その他総務省令で定める有価証券 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める方法
 - ア 新発債 相対取引により資金運用取引機関を選定する方法
 - イ 既発債 入札（引き合い）により、最高収益額を提示した1者を資金運用取引機関として選定する方法

2 前項第1号の規定にかかわらず、理事長は、最高収益額を提示した者が2者以上ある場合は、次の各号に掲げる方法により選定する。この場合において、方法を用いる順序は、第1号に規定する方法を先にし、第2号に規定する方法を後にする。

- (1) 入札（引き合い）の際、法人における運用実施額の少ない者を資金運用取引機関として選定する方法
- (2) 抽選により選定する方法。

3 第1項第2号イの規定にかかわらず、理事長は、取扱いが可能な者が2者以上あ

る場合は、抽選による方法により選定する。

4 理事長は、第2項第2号及び前項に規定する抽選を行う場合は、本業務に関係しない職員を当該抽選の場に立ち合わせるものとする。

(入札(引き合い)実施の場合の連絡)

第11条 理事長は、入札(引き合い)を実施する場合は、次の各号に掲げる事項を資金運用取引登録金融機関に電子メール又はFAXの方法により連絡しなければならない。

- (1) 資金運用の方法
- (2) 運用金額
- (3) 運用期間
- (4) 入札(引き合い)の締切日時
- (5) その他理事長が必要と認める事項

(委任)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

地方独立行政法人長崎市立病院機構資金運用取引金融機関登録申請書

年 月 日

(あて先) 地方独立行政法人
長崎市立病院機構理事長 様

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

地方独立行政法人長崎市立病院機構資金運用基準に規定する資金運用取引金融機関に係る登録を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|--------|--------|
| 住 所 | (〒 -) |
| 商号又は名称 | |
| 代表者氏名 | 印 |
| 担当者氏名 | 印 |
| 電話番号 | |
| FAX 番号 | |
| E-mail | |

機構使用欄

受付年月日 年 月 日 登録番号

| 財務管理課長 | 財務係長 | 担当 |
|--------|------|----|
| | | |

第2号様式 (第7条関係)

年 月 日

様

地方独立行政法人長崎市立病院機構
理事長

地方独立行政法人長崎市立病院機構資金運用取引金融機関登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地方独立行政法人長崎市立病院機構資金運用取引金融機関登録の申請については、次のとおり登録の決定をしたので通知します。

- 1 商号又は名称
- 2 代表者氏名
- 3 住 所
- 4 登録年月日

第3号様式 (第8条関係)

年 月 日

(あて先) 地方独立行政法人
長崎市立病院機構理事長 様

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

地方独立行政法人長崎市立病院機構資金運用取引金融機関登録内容変更届出書

次のとおり、登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

- 1 商号又は名称
- 2 代表者氏名
- 3 住 所
- 4 変 更 事 項
- 5 変 更 年 月 日